

4 愛 給 第 2 0 号
令和 4 年 5 月 9 日

愛知中部水道企業団
指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団
給水課長 後 藤 章 仁

メータ設置位置の留意点について（通知）

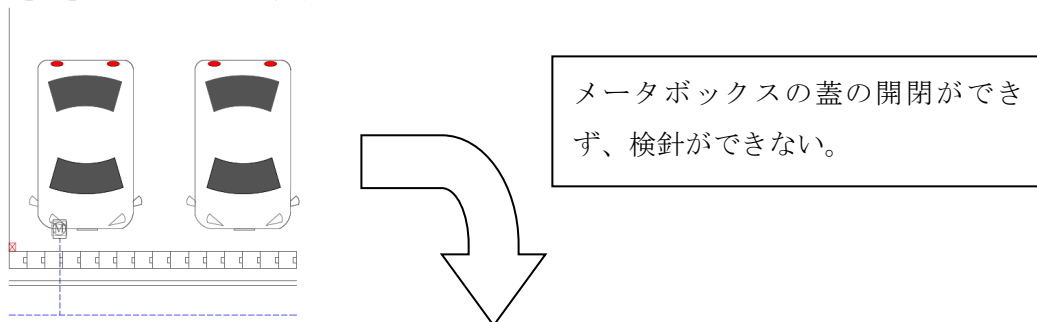
日頃は、本企業団の事業にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

見出しのことにについて、メータ設置位置を境界から2メートル以内と指定していますが、メータが駐車場にあり、検針ができない事例が発生しております。設置位置が駐車場又は駐車が可能な場所に該当する場合、設置位置が車両の下となることがないように関係各位と打ち合わせの上、施工をお願いします。

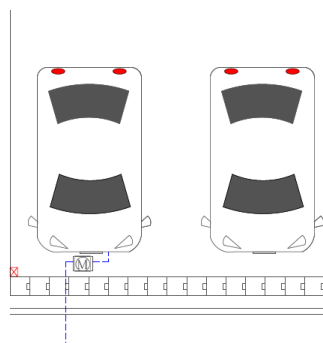
止むを得ず駐車場にメータを設置する場合は、例のとおり車両の下とならないよう隅に設置する、メータを横置きする等ご配慮ください。

なお、検査において明らかに検針に支障が生じると思われる場合は施工のやり直しを指示することがありますのでご注意ください。

【例】メータの設置位置が車両下になる場合



※メータを横置きした例



※敷地の隅に設置した例

